

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		信書便分野の振興	担当部局名	郵政行政局信書便事業課		
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)		<p>平成15年4月1日に「民間事業者による信書の送達に関する法律」(信書便法)の施行により、適正な業務運営の下、事業者の創意工夫による多様なサービスが提供され、利用者利便の向上が図られるよう、実際にサービスを提供する事業者に対し、適時適切な監督を行っていくとともに、信書便制度への理解を深めるための説明会の開催等を実施し、もって利用者の選択の機会の拡大に資するよう努めるものである。</p> <p>説明会の開催については、事業者の参加の機会を促すため、各地方総合通信局管内で年1回以上開催することとしている。また、参加事業者数及び申請手引きの配布数については、前年度の参加者数の実績を踏まえ、目標値を設定している。</p>				
主な指標の状況			目標値	目標年度	16年度	
		地方事業者説明会への開催回数	各地方局1回以上	16年度	2~3回	
		参加事業者数・申請手引きの配布数	全国400社以上	16年度	384社・団体	
		(注)16年度の信書便説明会の参加者は662社・団体。うち、事業者が384、利用者等が178となっている。				
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要	15年度	16年度	17年度
		信書便事業者に対する監理	信書便事業が適切に実施され、かつ信書便事業者による同事業の適正な業務の運営を確保する。	52百万円	31百万円	31百万円
	諸外国における郵便及び信書便事業の規制及び動向調査	諸外国における信書の送達に関する民間参入法制等の動向や参入事業者等の動向に関する情報を継続的に収集し、我が国における郵便事業への民間参入に関する制度の在り方を検討する。	9百万円	9百万円	9百万円	
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要			
		特定信書便事業の許可	平成16年度においては70社に対して信書便事業の許可をした。			
		信書便約款及び信書便管理規程の認可	平成16年度においては、特定信書便事業の許可をした70社に対して、信書便約款及び信書便管理規程についてそれぞれ認可した。			
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要			
		事業者説明会の開催	平成16年度においては各地方総合通信局管内の延べ23箇所ですべて各局管内2~3回の信書便事業者説明会を実施し、延べ662社・団体が参加。			
		申請手引きの調製・配布	信書便事業説明会等において、参入の手引きを配布。			
	(業務改善への取組状況) 信書便事業説明会の開催を行うとともに、周知・広報資料の内容の充実等に努める。					
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 今後も引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずる必要がある。				予	制 情
本施策に関する専門家の意見等	<p>郵政行政審議会 郵便・信書便部会 田尻部会長 「特定信書便事業に関する説明会を昨年度同様におやりになるんじゃないかと思っておりますので、その際には、ぜひそれぞれの企業機密を侵さない範囲で、こういうアイデアをやってみていっているところがありますよとかいうようなことをちょっと紹介してあげるとか。そういう話もぜひ説明会の中に加えてやって、単なる制度の説明じゃなくて、そういうことをやっていたら、さらにまた、それに触発されていろいろなケースが出てくるのではないかなと思うのですね。特定信書便事業者のサービスを利用することにより行政経費の節約になるなんていうことがあれば、それによる社会的な意義も非常に大きいわけですから、ぜひそうしていただけたら。」(平成16年5月27日 郵政行政審議会 郵便・信書便部会でのご発言)</p>					
本施策に関する主な資料	特定信書便事業者の概況 http://www.soumu.go.jp/yusei/pdf/tokutei_g.pdf					